

平成30年(行ウ)第126号

警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求事件

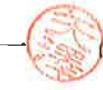
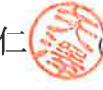
原 告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被 告 国(処分行政庁 警察庁長官)

求釈明に対する回答書

平成30年11月15日

東京地方裁判所民事第51部1C係 御中

| | | | |
|---------|-----|----------|---|
| 被告指定代理人 | 志水崇 | 通 |  |
| | 田家重 | 信 |  |
| | 矢澤正 | 樹 |  |
| | 渡邊準 | 一 (代) |  |
| | 内山 | 仁 (代) |  |
| | 橋本鎮 | 彦 (代) |  |
| | 渡邊 | 圭 (代) |  |

被告は、本書面において、原告の2018年（平成30年）11月6日付け求釈明書（以下「原告求釈明申立書」という。）に対し、必要と認める限度で回答する。

なお、略称等は、本書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による（参考として本書面末尾に略語表を添付する。）。

第1 原告求釈明申立書の求釈明事項「1」について

1 警察法19条1項は、警察庁の内部部局について、「警察庁に、長官官房及び次の五局を置く。生活安全局、刑事局、交通局、警備局、情報通信局」と定め、長官官房、生活安全局、刑事局、交通局、警備局及び情報通信局の順番により規定している。また、警察法26条の規定を受けて定められた政令である警察庁組織令も、警察庁の内部部局について、警察法と同様に、「第一章 長官官房（第一条－第十三条）」、「第二章 生活安全局（第十四条－第二十条）」、「第三章 刑事局（第二十一条－第三十条）」、「第四章 交通局（第三十一条－第三十五条）」、「第五章 警備局（第三十六条－第四十一条）」、「第六章 情報通信局（第四十二条－第四十六条）」と定め、長官官房、生活安全局、刑事局、交通局、警備局及び情報通信局の順番により規定している。

そのため、かかる規定を踏まえ、警察白書等の刊行物や警察庁ホームページにおいても、警察庁の所属ごとに整理したものを公表する場合には、一般に、警察庁組織令に規定された所属の順番に従って整理・公表しており、情報公開法に基づく開示請求及びこれに対する措置についても同様であり、警察庁の各所属が保有する行政文書を所属ごとに整理したものを対象文書として特定する場合には、一般に、警察庁組織令に規定された所属の順番に従って整理・特定している。このことは、本件開示請求や別件開示請求にかかわらず、他の開示請求一般についても同じ取扱い、慣行となっているものである。

2 このように、前記の順番に従って整理することについては、法令上の明確な根拠規定はないものの、前記1で述べたとおり、警察法や警察庁組織令の法令

の規定を踏まえた一般的な取扱い、慣行を理由とするものである。

なお、当然のことではあるが、前記1で述べた警察庁の各所属が保有する行政文書を所属ごとに整理したものを対象文書として特定する場合には、各所属の行政文書ファイルに保存されている文書の順番を並び変えることはもとより、恣意的に内部部局の順番を入れ替えたり、内部部局内の各所属の順番を入れ替えたりすることは想定されていない。

第2 原告求釈明申立書の求釈明事項「2」について

別件開示文書（18件）は、全て本件文書（122件）に含まれているという趣旨である。

以 上

略語表

平成30年(行ウ)第126号
警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求事件
原告:特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

| 略語 | 語彙 | 書面 | ページ |
|-----------------|---|------------|-----|
| 情報公開法 | 行政機関の保有する情報の公開に関する法律 | 答弁書 | 5 |
| 個人情報保護法 | 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 | 答弁書 | 5 |
| 本件開示請求 | 原告の平成28年5月15日付け警察庁長官に対する開示請求 | 答弁書 | 5 |
| 本件文書 | 本件開示請求に係る対象文書(保有個人情報管理簿) | 答弁書 | 5 |
| 本件決定 | 警察庁長官が平成28年7月15日付けでした保有個人情報管理簿(本件文書)を開示する決定及び本件文書の一部を不開示とする決定 | 答弁書 | 5 |
| 本件取消しの訴え | 請求の趣旨第1項。本件決定の取消しの訴え | 答弁書 | 5 |
| 本件義務付けの訴え | 請求の趣旨第2項。本件文書の開示決定の義務付けの訴え | 答弁書 | 5 |
| 行訴法 | 行政事件訴訟法 | 答弁書 | 6 |
| 本件対象文書 | 総務大臣への事前通知の適用除外としている個人情報ファイル(126件分) | 答弁書 | 7 |
| 本件不開示部分 | 個人情報保護法同条2項1号又は2号に該当する個人情報ファイル(122件分)の各項目欄のうち、各記載欄を不開示とした部分 | 答弁書 | 7 |
| 審査会 | 情報公開・個人情報保護審査会 | 答弁書 | 10 |
| 不開示情報 | 情報公開法5条柱書きの規定 | 答弁書 | 10 |
| 他国等 | 他国又は国際機関 | 答弁書 | 18 |
| 最高裁 昭和53年判決 | 最高裁判所昭和53年10月4日大法廷判決 (民集32巻7号1223ページ) | 答弁書 | 21 |
| 原告第1準備書面 | 原告の2018年(平成30年)8月21日付け第1準備書面 | 準備書面(1) | 5 |
| 東京高裁 平成26年判決 | 東京高等裁判所平成26年7月25日判決 | 準備書面(1) | 14 |
| 平成17年改正前 旅券法 | 平成17年法律第55号による改正前の旅券法 | 準備書面(1) | 17 |
| 別件開示請求 | 原告の平成30年1月4日付け警察庁長官に対する開示請求 | 準備書面(1) | 24 |
| 別件開示文書 | 犯罪鑑識官が保有するDNA型照会業務、身元確認照会業務、指掌紋業務、及び被疑者写真照会業務に係る保有個人情報管理簿(18件分) | 準備書面(1) | 25 |
| 別件開示決定 | 別件開示文書について、一部を不開示とする決定 | 準備書面(1) | 25 |
| 原告求釈明申立書 | 原告の2018年(平成30年)11月6日付け求釈明書 | 求釈明に対する回答書 | 1 |